

# 漢語「善悪」「是非」「決定」「必定」の副詞用法について

原 卓 志

## 目 次

- 一、はじめに
- 二、名詞・サ変動詞用法と副詞用法
- 三、副詞用法の分類
- 四、「決定」「必定」の副詞用法の変化
- 五、「善悪」「是非」の副詞用法の成立
- 六、おわりに

## 一 はじめに

国語における漢語についての研究は、近年活発に行われるようになってきた。各資料・各時代における漢語と和語の語彙量からの検討をはじめとして、個々の漢語の語史研究、文体的位相に着目した研究、更には語構成の面から漢語の特性を把握しようとする研究等、多彩であり、多大な成果を上げつつある。しかし、この漢語研究隆盛の昨今ですら、未だ個々の漢語の意味用法について詳細に研究されたものは多くを見ず、漢語の歴史研究は、今まさにその緒に就いた所であるとさえいえる。

国語における漢語の歴史を考究するためには、漢籍・仏典等中国古典における意味・用法との比較をはじめとして、日本における時代別・文献別の量的研究の上に、個々の漢語の意味・用法について、前時代とのつながりや、位相上の問題等を見据えながら細かく検討し、更に同義・類義の和語との関係をも検討し積重ねてゆく必要があると思われる。その積重ねの上に、漢語全般に対する歴史的な考察がなされなければならないと考えられる。

本稿ではこのような意図に基いて、副詞「カナラズ」の意味をあらわす漢語「善悪」「是非」「決定」「必定」を取上げ、中世前半期の公家日記・古文書類を主な資料<sup>(1)</sup>として、個々の漢語の用法を分析し、そこに見出される問題点について若干の考察を施してみたいと思う。

なお、中世前半期に見出される「カナラズ」の意味をあらわす漢語には、本稿で取上げる四語の他に「一定」がある。その意味・用法については既に発表したことがあるので、本稿における直接の対象とはせず、参考程度に触れるだけに留めたいと思う。

## 二 名詞・サ変動詞用法と副詞用法

「善悪」「是非」「決定」「必定」には、本稿で検討を企図している副詞用法の他に、次に掲げるような、名詞、或いはサ変動詞用法があり、平安時代から鎌倉時代にかけて多数用いられている。

〈善悪〉

○但出世之友、更無他人、善悪之事未蜜、(平安遺文へ四四一〇)僧最澄書状・弘仁七年頃)

○是説未知善悪、又所不見、猶可謂失也、(権記・正暦四年正月十五日)

○召為信真人令定紅雪善悪、(小右記・長和三年三月十八日)

○予申云、如此之者、不知国之善悪、可有朝恩歟、(同右・長和三年六月十七日)

○縱如然仰にても、全不可顧善惡候、(鎌倉遺文〈三七二〉源頼朝書状・文治五年)

○付善惡尤可令斟酌給之処、(同右〈二四五七〉東寺長者御教書・建保七年)

〈是非〉

○但至凡僧不知是非、僧綱・威從不預給祿之列何云々、(貞信公記・天慶九年五月四日)

○先例公卿候右仗座、出居承召召之、而背前例、不知是非如何、(小右記・永觀二年十月二十四日)

○仍不論是非、寺使不可寄徴之由、召仰已了、(平安遺文〈三八二〉東大寺別当平崇書状案・長保元年)

○件馬ハ中臣松大丸か以去年六月十三日被盜取之馬なり申天、不論是非奪取已了、(同右〈五二四〉播磨大掾播万貞成解・

長元七年)

○不云是非、令止地頭給者、可宣事歟、(鎌倉遺文〈四二八〉後白河法皇院宣・文治六年)

○無是非押入祐貫之住宅、(同右〈九三四一〉春日社司解・文永二年)

〈決定〉

○春宮亮惟憲來談、次云、右兵衛督公信昇進決定由(稱之)自、(小右記・治安元年七月二十四日)

○左中弁経頼消息云、……世間觸穢交來、乙丙間未決定、大略乙歟、(同右・萬壽二年八月十三日)

○官史上日月奏已紛失、忽不可決定、其月奏候御前歟、(春記・長曆三年正月六日)

○返報云、来月二日可定者、右近相撲決定了云々、(同右・長久二年二月二十八日)

○但近來位次又定事也、南所着座者、左少弁決定位次也、(兵範記・仁安元年十月二十五日裏書)

○往反之間天下事決定事歟、(明月記・建仁元年三月二十一日割書)

〈必定〉

○左府被命云、諸社御幣使等事今日可定、而陰陽師等盡向幸崎、為行攝政河臨禊、仍不能勘日時、明日可必定、(小右

漢語「善惡」「是非」「決定」「必定」の副詞用法について

記・永祚元年六月二十四日)

○上卿参会非必定事、或上達。前居檜破子之時候歟、(後二條師通記・寛治七年四月十二日)

○仍行幸必定之由重被仰下了、(兵範記・嘉応元年正月七日)

○未刻自福原人告云、還都被縮畢、来廿三日出門、……廿六日御入洛、必定了云々、(玉葉・治承四年十一月二十一日)

○中将告送、関東猶以必定之由、夜半許飛脚来着云々(明月記・嘉祿元年六月十三日)

○今風聞必定之上者、兼被経御沙汰之条、可為公平、(鎌倉遺文(三〇一二八)東大寺八幡宮神人等解状案・嘉暦二年)

今、鎌倉遺文所収の古文書に使用されている各語の用例数を、副詞用法と名詞或いはサ変動詞という副詞用法以外の用法とに二分して掲げたものが、次の(表Ⅰ)である。

(表Ⅰ) 鎌倉遺文(第一〜四十卷)所収古文書における各語の用法

時代	善		悪		是		非		決		定		必		定	
	副詞	その他	副詞	その他	副詞	その他	副詞	その他	副詞	その他	副詞	その他	副詞	その他	副詞	その他
1301 } 1331	1	13	9	172	11	9	3	17	5	35	2	90	23	37	6	5
1251 } 1300	5	54	5	232	25	25	3	25	5	37	2	90	23	37	6	5
1201 } 1250	5	35	2	90	23	37	6	5	5	37	2	90	23	37	6	5
1185 } 1200	1	5	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

各語とも副詞用法の用例数が少ないことは、これら副詞用法の使用頻度があまり高くないことを窺わせる。この表では、

十三世紀以前の「決定」「必定」の用例が0になっているが、これはたまたま鎌倉遺文所収の古文書の中に用例が無かったためであり、平安時代から名詞・サ変動詞用法が存することは、先に掲げた用例によって知られる。

### 三 副詞用法の分類

ここでは中世前半期における「善悪」以下の各語の副詞用法について、更に細かく分類してみたい。<sup>(3)</sup>  
先ず「善悪」は、次のように下に命令表現・意志表現を伴う用法の他、断定表現を伴う用法、否定表現を伴う用法がある。

〈命令表現を伴う用法〉

○於武士之押領不当者、善悪レ尤可被仰下支候、(鎌倉遺文へ一八一〇源頼朝書状・文治二年)

○善悪一旦■ひふれさせおハしまし候て、きこしめすへく候、(同右へ五三四四真長書状・暦仁元年)

○宰府仁天京都之仰相待参候へく候、善悪沙汰之趣ヲ巨細可被仰下候、(同右へ九六二三清原国重申状・文永三年)

〈意志表現を伴う用法〉

○抑今度□為相尋□下人彌次郎男許候之由、承及候、善悪可進候云々、(同右へ二四六五六薩摩守護代本性書下・

正和元年)

〈断定表現を伴う用法〉

○又申云、善悪此文書於被讓与汝畢、(同右へ四一四一中原章行勘文・寛喜三年)

〈否定表現を伴う用法〉

○信実朝臣語、……頭中将雖步出、善悪不舞、公卿咲壺、偏有嘲弄気云々、(明月記・安貞元年十一月十九日)

○当寺可持進南都四方之道々、皆以守護武士敷居之、善悪不通人侶之間、自遠近之所々持参彼御供用途物等、定不通

漢語「善悪」「是非」「決定」「必定」の副詞用法について

歟、(鎌倉遺文へ五〇五〇)春日社司連署申状・嘉禎二年)

このうち、断定表現を伴う用法の例は挙例した一例を見出しただけである。

なお、中世軍記物語においては、次に掲げるような副詞用法の「善悪」が見出される<sup>(4)</sup>。いずれも意志表現を伴うものであるということが注意される。

○(源為義)「さては善悪為義まつ命を捨てさう有べきなり。」とて(保元物語・九八頁)

○(清盛)「善悪法皇ヲ先迎へ取奉テ此八条ニ押籠マヒラセテイツチヘモ御幸ナシ奉ラム」ト思心被付ニケリ(延慶本平家物語第一末・三八ウ七)

○(佐々木二郎経高)「……経高ニラキテハ善悪可参」ト申ケレハ(同右第二末・四七オ六)

○(庄四郎)「兄弟ノ習今ニ不始事ニテ候ヘハ悦入テ承リ候又善悪参候ヘシ」トソ返答シタリケル(同右第五本・三二ウ一〇)

○(しやうもん坊)「善悪御伴申(し)候はん」と出で立ちけり。(義経記卷第一・五四頁)

○(湛海坊)「さ承(り)ぬ。善悪罷り向ひてこそ見候はめ。……」(同右卷第二・八九頁)

○(梶原)「……善悪舞はせ参らせ候はんずる」と申(し)ければ、(同右卷第六・二八四頁)

「是非」の副詞用法には次のように、下に命令表現を伴う用法と意志表現を伴う用法との二種がある。

へ命令表現を伴う用法

○又ソレノハラノアシキ事、京ニモ御所中ニモカクレナク候、是非<sub>レ</sub>御ナラシ候ベク候、(鎌倉遺文へ一六六三)源空書

状・建永二年)

○又世間の人々の思て候は、親には子は是非随へしと、(同右へ二七六八)日永書状・建治三年)

○爰和与事、雖令違惟重所存、一門之評儀難黙止之間、是非可随計之由、返答之処、重心不叙用<sub>云々</sub>、(同右へ三二五一

六) 渋谷重心重陳状案・嘉元四年)

〈意志表現を伴う用法〉

○世事にをき候ては、是非父母・主君の仰に随参候へし、(同右へ一二七六四) 四條頼基陳状・建治三年)

○是非当寺御事と申候い、御房中御事と申候い、便宜之奉公忠候之様ニ申たく候、(同右へ一八五〇三) 大江政国書状・

永仁二年)

○代官当時無其器候之間、思煩候、雖然、是非早速可差下候、(同右へ二二八四〇) 金沢貞顯書状・徳治二年)

中世の軍記物語では、曾我物語・義経記に用例が見える。曾我物語の例には、下に意志の助動詞が用いられないが、その文脈から考えて意志表現であると考えられる。

○(祐経郎等)「……是非命にをきては、君にまひらする」とて、(曾我物語巻第一・六七頁)

○(十郎権守兼房)「年寄り候とも、是非とも御伴申候はん」とて参りたり。(義経記巻第七・三〇九頁)

「決定」には次のように、命令表現を伴う用法の他、意志・推量・疑問・断定の各表現を伴う用法が認められる。このうち、疑問表現を伴う用法は、文脈から考えて広い意味での推量表現と解釈しても良さそうに思われる。

〈命令表現を伴う用法〉

○ねがはくはほとけ決定して、我を引接し給へ、(鎌倉遺文へ一五〇四) 源空書状・元久元年)

○願以書写力……人民得快樂 決定異国王 翻邪令帰正 (同右へ一九〇三〇) 禅忠等写経願文・永仁四年)

〈意志表現を伴う用法〉

○いま決定して浄土に往生せんとおもは、(同右へ一四五九) 源空書状・元久元年)

○以此功德、決定シテ順次欲遂往生極樂之望、(同右へ八〇二九) 僧覚隆田地寄進状・建長八年)

○近年しきりに仰つかはされ候のあひた、此度は決定請に応すべく候のところ、(同右へ二四四〇五) 真教書状・応長

漢語「善悪」「是非」「決定」「必定」の副詞用法について

元年)

〈推量表現を伴う用法〉

○南都衆徒、決定可<sub>レ</sub>上洛<sub>二</sub>由、去夜半并今旦、両度有<sub>二</sub>告申事<sub>一</sub>云々、(玉葉・治承四年十二月十三日)○或人云、頼朝決定可<sub>レ</sub>上洛<sub>二</sub>云々、(同右・文治元年十一月十六日)○其以前ニ君御聖運ハ、決定<sub>レ</sub>盡候なんする也、(鎌倉遺文△二六九八)慈円書状・承久二年)

〈疑問表現を伴う用法〉

○又檢非違使光長、被<sub>レ</sub>解官、日来被<sub>レ</sub>梟首<sub>二</sub>之由風聞、或又不<sub>レ</sub>然云々、未定之間、有<sub>二</sub>此宣下<sub>一</sub>、爰知、決定現存歟、(玉

葉・治承五年三月六日)

○又語云、平氏之勢太强、源氏武士等気色損了、大略如<sub>二</sub>平氏落之時<sub>一</sub>、決定大事出来歟云々、(同右・寿永三年六月二十

三日)

○其を押テ被出候はんも、決定其難可候歟、(鎌倉遺文△七六四六)憲深并実深書状・建長五年)

〈断定表現を伴う用法〉

○称<sub>レ</sub>宮之人、決定在<sub>二</sub>伊豆国<sub>一</sub>真偽之間、雖<sub>レ</sub>難知、所号如<sub>レ</sub>此云々、(玉葉・治承五年三月六日)

○称名念仏ノ人ハ、決定シテ往生スト信シテ、乃至一念モウタカフ事ナキヲ、深心ト也、(鎌倉遺文△一四六〇)源空書

状・元久元年)

中世の軍記物語では太平記にその例が見られるだけであるが、古くは今昔物語集にも用例を見出すことができる。<sup>(5)</sup>

○(楠正成)「……尋常ノ如クニ合戦ヲ致候ハ、御方決定打負候ヌト覚ヘ候ナレバ、……」(太平記卷第十六・一五〇

頁)

○(楠・和田)「……但於<sub>二</sub>合戦<sub>一</sub>ハ、決定御方ノ勝トコソ料簡仕テ候ヘ。……」(同右卷第三十四・二八〇頁)



○闍王ノ云ク、「我レ、逆罪ヲ造レリ、決定シテ无間地獄ニ墮<sub>ス</sub>ナムト……」(今昔物語集卷第三「阿闍世王殺父王語」第二十七)  
○能支答テ云ク、「……若シ、此ノ經ノ題目ヲ聞奉ル人ハ、決定シテ四惡趣ニ墮ル事无シ。……」(同右卷第六「天竺迦弥多羅華嚴經伝震日語」第三十二)

「必定」は次に分類するように、ほぼ「決定」と同じ用法を有しているが、命令表現を伴う用法については調査した公家日記・古文書類にその用例を見出すことができなかった。又、中世の軍記物語にも未だ用例を確認し得ていない。

〈意志表現を伴う用法〉

○於<sub>レ</sub>今者、必定可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>発向<sub>レ</sub>給<sub>ス</sub>之由。被<sub>レ</sub>仰<sub>云</sub>々。(吾妻鏡・文治五年七月十六日)

○何様にても候へ、来月之大師供にハ、必定可<sub>レ</sub>参候、(鎌倉遺文〈二五五四五〉頼照書状・正和四年)

〈推量表現を伴う用法〉

○山僧蜂起、来十五日必定可<sub>レ</sub>向<sub>レ</sub>南都ニ云々、(玉葉・承安三年九月四日)

○去今月之間、天変十餘度、其内禪門前將軍等、必定可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>事、又天下可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>大葬送ニ云々、(同右・治承四年十一月二

十四日)

○梵帝・日月・四天等必定して、影の身に随か如く、貴辺をはまほらせ給へし、(鎌倉遺文〈二二四一〇〉日蓮書状・建

治二年)

〈疑問表現を伴う用法〉

○此次、山門事等、風聞之旨、必定及<sub>レ</sub>大事歟、(玉葉・建久二年五月三日)

○推之、被<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>嫌疑者、必定可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>頭現者歟、(鎌倉遺文〈三三七七〉散位時資占文・嘉祿元年)

○今度所勞以外大事候、不相待西山五旬、必定他界候歟、(同右〈六八九九〉僧快真置文案・宝治元年)

〈断定表現を伴う用法〉

漢語「善惡」「是非」「決定」「必定」の副詞用法について

○仰云、……抑子日松、此間為池掘夫被踏其根、人々申云、被踏根本必定枯云々、其事尤不便也、(長秋記・保延元年九月二十九日)

○入<sub>レ</sub>夜伝聞、高倉宮必定現存、去七月下<sub>ニ</sub>着伊豆国云々、(玉葉・治承四年十月八日)

○南京衆徒来八日必定発向云々、(明月記・建保元年十一月五日)

さて次に、中世前半期における「カナラズ」の意味の和語副詞について検討しておきたいと思う。当時、意味の上で「善悪」「是非」「決定」「必定」と対応する和語副詞としては「カナラズ」「サダメテ」が代表的な語として考えられる。このうち「サダメテ」については、橋本博幸氏の御論考が近時発表せられたので譲らせていただき、本稿では「カナラズ」一語に絞って検討してみたいと思う。

中世前半期の公家日記・古文書類における「カナラズ」の用法を先に倣って分類すると次のようになる(挙例にあたっては玉葉・玉葉の例をもって代表させた)。

〈命令表現を伴う用法〉

○而憲基頼基等又奉<sub>レ</sub>見、有<sub>ニ</sub>小増、昨日尚可<sub>レ</sub>有、況今日哉、申<sub>ニ</sub>必可有<sub>ニ</sub>灸治<sub>ニ</sub>之由、(玉葉・安元二年六月十九日)

○在自内裏女房奉書云、今日習礼延引、十三日可被行、必可参入者、(玉葉・承久二年三月十日)

〈意志表現を伴う用法〉

○但今日若不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行者、以<sub>ニ</sub>後日<sub>ニ</sub>必可<sub>ニ</sub>参行<sub>ニ</sub>之由示了、(玉葉・安元二年五月六日)

○午刻頭中将雅清朝臣告除目奉行事、又問今夜参否、相扶病必可参勤之由答之、(玉葉・承久三年正月十一日)

〈推量表現を伴う用法〉

○凡此一両月変異頻皇、必可有<sub>ニ</sub>朝家大事<sub>ニ</sub>之由、司天等称申云々、(玉葉・安元二年十月七日)

○必可有御慶之由、有天変故也、(玉葉・承元五年三月一日)

〈疑問表現を伴う用法〉

○申云、有御灸治<sub>二</sub>者、還経<sub>レ</sub>煩給歟、如此少物者、随程可<sub>レ</sub>療也、日来被<sub>レ</sub>付<sub>二</sub>御薬、已有<sub>二</sub>其滅、此上伝<sub>二</sub>膏薬<sub>一</sub>者、  
 (件薬、丹家之者不<sub>レ</sub>合也)、三ヶ日之内必有<sub>二</sub>平愈<sub>一</sub>歟、(玉葉・安元二年七月十七日)

○其状曰、御袍等事、大臣必<sub>レ</sub>可然事候歟、(玉葉・建暦二年十二月四日)

〈断定表現を伴う用法〉

○東宮蔵人之中、先例為<sub>二</sub>文章生<sub>一</sub>之者、必<sub>レ</sub>勤<sub>二</sub>仕此役、(玉葉・仁安二年十二月九日・割書部)

○知足院殿毎諸人参入、必<sub>レ</sub>有御対面、(玉葉・承元四年九月一日)、

「決定」の用法と同様に、命令表現を伴う用法から断定表現を伴う用法までの各用法が認められる。この他に否定表現を伴う例が多数存するが、これを断定表現として認めるべきか、或いは「カナラズシモ」と訓じた可能性から、否定を伴う陳述副詞用法として切離して考察すべきか、判断に迷う例が多い。本考察ではとりあえずこれらを一切切離して保

(表II) 各語における用法の存否

						命令
						意志
						推量
						疑問
						断定
						否定
一 定	○	○	○	○	○	○
カナ ラズ	○	○	○	○	○	○
必 定	×	○	○	○	×	×
決 定	○	○	○	○	×	×
是 非	○	○	×	×	×	△
善 悪	○	○	×	×	×	○

留し、考察の対象外としておくことにしたい。

右に掲げた(表II)は、これまで分類してきた各語の用法について、その存否をわかり易くまとめたものである。この表によって問題となるのは、和語副詞「カナラズ」と「決定」「必定」との用法がほぼ重り合うこと、並びに「善悪」「是非」が命令・意志表現を伴うという用法において、他の各語と重り合うことである。

中世前半期の「カナラズ」の意味の語彙という所謂語彙の部分体系というものを考えた場合、この(表II)にあらわれるように、各語はその用法面において互いに重り合っているのか否か、もし、用法上の分担が認められないとすれば、同時期に存在する各語にはどのような質的な差異が存するのかがということが問題となると思われる。

ところで、「一定」の副詞用法についてかつて私に検討したことがある<sup>(8)</sup>。その結果によると、中世前半期の「一定」には(表II)に付したように、「カナラズ」「決定」と同様、命令から断定までの各表現を伴う用法が存している。しかし、「一定」の各用法が中世前半期に一樣に存する訳ではなく、中世前半期には次第にその用法を狭めて、命令・意志表現を伴う用法は十二世紀までは存するものの、十三世紀に入ると極めて少なくなることが明らかになってきた。

「一定」のこのような用法の変化が他の語についても見られるのか否か、以下節を改めて検討してみたいと思う。

#### 四 「決定」「必定」の副詞用法の変化

「決定」「必定」について検討する前に、先ず和語副詞「カナラズ」において、用法上の変化が認められるのか否かについて考察してみたい。

次に掲げる(表III)は、「カナラズ」の用法について、平安時代から鎌倉時代にかけての公家日記七点を対象として、用法別に用例数を調査したものである。各日記毎にそれぞれの用法の「カナラズ」の占める割合を表中下段に括弧で包んで掲げた。日記によって多少の出入があるが、この(表III)に依ると、命令表現を伴う用法は平安時代から鎌倉時代

(表Ⅲ) 公家日記における「カナラズ」の用法

	小 右 記	御 堂 関 白 記	春 記	玉 葉	明 月 記	玉 葉	岡 屋 関 白 記	
	74 (25.4)	9 (37.5)	8 (14.3)	42 (27.3)	44 (32.4)	29 (35.4)	4 (28.6)	命 令
	12 (4.1)	0	4 (7.1)	6 (3.9)	3 (2.2)	3 (3.7)	0	意 志
	18 (6.2)	4 (16.6)	2 (3.6)	5 (3.3)	3 (2.2)	1 (1.2)	0	推 量
	84 (28.9)	3 (12.5)	13 (23.2)	15 (9.7)	20 (14.7)	2 (2.4)	0	疑 問
	49 (16.9)	4 (16.7)	10 (17.9)	19 (12.3)	44 (32.3)	16 (19.5)	4 (28.6)	断 定
	54 (18.5)	4 (16.7)	19 (33.9)	67 (43.5)	22 (16.2)	31 (37.8)	6 (42.8)	否 定

注 玉葉は安元二年十二月までの用例数である。

下段括弧内は各日記毎の割合(パーセント)。

にかけて、二割から三割と安定して使用されていることがわかる。意志表現を伴う用法も割合は低いものの、ほぼ安定しているのを見て良さそうである。推量表現を伴う用法では、平安時代からその割合は低いものであるが、時代を経るにつれて僅かながら割合が低下しているのを見られる。疑問表現を伴う用法は、平安時代から時代が降るにつれ、その割合の低下がより顕著であるようである。つまり、疑問表現を含めた推量表現を伴う用法の「カナラズ」全体に占める割合

が、時代が降るとともに低下していることになる。断定表現を伴う用法は、これとは逆に時代とともにやや増加していると見られる。但し、断定表現として用例数を掲げているが、助動詞「ム」を補って読むべきものも含まれていると思われる。<sup>(9)</sup>

対象とした文献の数が少ない上に、公家日記の如き和化漢文体資料における語の意味の解釈は極めて困難であるため、個々の用例について精査する必要があるが、「カナラズ」の用法におけるこのような変化が、先に触れた「一定」の副詞用法の変化に大きく関っているとは見られそうである。つまり、「カナラズ」の推量表現を伴う用法の減少が、「一定」の推量表現を伴う用法が十三世紀以降も残されることに関係しており、その点で「カナラズ」と「一定」が各々用法上

(表IV) 各年代毎の「決定」の副詞用法

1300		1250		1200		1100		1000		900		時代
古文書	7 ⑦	古文書	6 ⑥	古文書	5 ④	玉葉	1	小右記	1	貞信公記	1 ①	命令
古文書	1	古文書	1 ①	古文書	1 ①					古文書	1 ①	意志
古文書	1	古文書	2 ①	古文書	1	明月記	1	兵範記	1	権記	1	推量
		古文書	2	古文書	1	玉葉	9	山槐記	1			疑問
古文書	1 ①	古文書	14 ⑭	古文書	10 ⑩	古文書	3	玉葉	8	台記	3	断定

の分担の上に同時代に存在することになったと考えられるように思われる。

ところで、「カナラズ」と同様の用法を有する「決定」の用法を各年代毎に整理したものが、右に掲げた(表IV)である(○で包んだ数については後に述べる)。

この(表IV)に依ると、「決定」の副詞用法は古く平安時代初期から存しており、「一定」と異なつて十三世紀以降も命令・意志表現を伴う用法が存していることがわかる。即ち、「一定」に見られた用法上の変化が、「決定」には見られないということになる。

「決定」の副詞用法が平安時代初期という早い時期に見られるのは、もとより漢語「決定」に副詞用法が存したためであり、意味・用法の変化によつて生じた日本独自の用法ではないことに起因するようである。中国における「決定」の副詞用法は仏典中に求められる。今、妙法蓮華経より例を掲げると次の如くである。

〈意志表現を伴う用法〉

○今正是其時 決定説大乘(妙法蓮華経方便品)

・今正(し)ク是レ其の時なり 決定(し)て大乘を説かむ(立本寺蔵本訓点による)

〈推量表現を伴う用法〉

○是人於仏道決定無有疑(同右如来神力品)

・是(の)人仏道に於いて決定(し)て疑(ひ)有(ること)無けむ。(龍光院本訓点による)

〈断定表現を伴う用法〉

○今正是其時 決定説大乘(同右方便品)

・今、正(し)く是(れ)、其の時なり。決定(し)て大乘を説く。(龍光院本訓点による)

このように、仏典中に「決定」の副詞用法が存することにより、日本でも仏教語として平安時代から「決定」の副詞用

法が見られると考えられる。往生要集にも次のようにその例を見出すことができる。<sup>(10)</sup>

〈命令表現を伴う用法〉

○願は阿弥陀仏・決定して拔濟たまへ我を。(最明寺本往生要集卷中九三ウ)

○願は仏決一定して引一撮たまへと我を。(同右卷中九七ウ)

〈意志表現を伴う用法〉

○願は由て我か所有の一切の善根力に<sup>(11)</sup>今日決定して往生せむと極樂に。(同右卷中九四ウ)

〈推量表現を伴う用法〉

○設ひ少とも餘一行<sup>(12)</sup>隨て願に<sup>(13)</sup>決一定して往生しなむ極樂に。(同右卷上九八ウ)

妙法蓮華經・往生要集の本文に付された訓点を参考にして「決定」の副詞用法を分類すると、右の如くに意志表現を伴う用法・推量表現を伴う用法・断定表現を伴う用法が妙法蓮華經に見え、命令・意志・推量の各表現を伴う用法が往生要集に見える。漢訳仏典の中における命令表現を伴う「決定」の例を未だ確認し得ていないが、往生要集に見られる命令表現を伴う用法から推して、「決定」には命令・意志・推量・断定の各表現を伴う用法が存していたと考えられることができると思われる。とすれば、「決定」が本来有していた用法を、日本の公家日記・古文書類もそのまま継承しており、そのために、平安時代から鎌倉時代にかけて、命令から断定までの各表現を伴う用法が見られるという結果になったと考えられるのである。

次に、「必定」について検討したいと思う。「必定」も「決定」と同じく、その副詞用法の例が仏典中に見られる。次にその例を掲げる。

〈命令表現を伴う用法〉

○其門外一瓶必定不得闕之(大毗盧遮那成佛經疏卷第八)



・其の門の外の一の瓶は必一定して之を闕（く）こと得不れ。（高山寺藏本永保点による）

〈意志表現を伴う用法〉

○我當必定聽受是經恭敬供養尊重讚歎（金光明最勝王經卷第八）

・我レ當に必定して、是の經を聴受もし、恭敬し供養し尊重し讚歎（し）てむ。（西大寺本平安初期点による）

〈推量表現を伴う用法〉

○必定当墮阿鼻地獄（仏説觀普賢菩薩行法經）

・必定（し）て當に阿鼻地獄に墮ツ〔當〕し（立本寺藏本訓点による）

○無罪而被囚執此必定死（妙法蓮華經信解品）

・つみなくして・囚執せらるる・これ必定して・死しなんと（妙一記念館藏仮名書き法華經 三〇八頁）

〈断定表現を伴う用法〉

○于時窮子自念 無罪而被囚執此必定死（妙法蓮華經信解品）

・時（に）〔于〕窮子自（みづか）念（ひ）て、『罪無（く）して（而）囚へ執へ被るる、此（れ）必定（し）て死す

るなり。』と。（龍光院本訓点による）

又、往生要集にも次のような例を見出すことができる。

○觀する此の座の相（を）者ものは滅除して五万劫の生死之罪（を）必定して當し生極樂世界に。（最明寺本往生要集卷中2ウ割書）

これらの用例に付された訓点を参考にすれば、「必定」も亦、命令・意志・推量・断定の各表現を伴う用法が存することが理解される。

さて、「必定」の副詞用法について、各年代毎に整理して用例数を掲げたものが次の（表V）である。

この表に依ると、「必定」においては先に述べたように命令表現を伴う用法の例がなく、意志表現を伴う用法であると考

(表V) 各年代毎の「必定」の副詞用法

1300		1250		1200		1100		時代
命	令	意		推		疑		断
		志		量		問		定
古文書	1			吾妻鏡	1	小右記	1	
古文書	2	古文書	2 ①	玉葉	3	台記別記	1	
		古文書	4	玉葉	1	玉葉	4	
		明月記	4	明月記	1	明月記	2	
		古文書	2	古文書	2	古文書	2	
		古文書	1	明月記	7	明月記	7	
				玉葉	6	長秋記	1	

えられる例が二例あるのみで、残りの副詞用法の用例は、疑問を含めた推量表現・断定表現を伴う用法に集中していることがわかる。なお、二例の意志表現を伴う用法の例は、第三節で「必定」の副詞用法を分類した際、〈意志表現を伴う用法〉として挙例した、吾妻鏡文治五年七月十六日の例、及び鎌倉遺文〈二五五四五〉頼照書状の例である。又、断定表現を伴う用法について見ると、推量の助動詞「ム」を補読して、推量表現を伴う用法とも解釈することが可能な例が多いようである。

「決定」と同様に、本来命令から断定までの各表現を伴う用法が存した「必定」であるが、本邦の公家日記・古文書類で使用される例を見る限り、命令・意志表現を伴う用法としては用いられることが少なく、推量表現を伴う用法として用いられることが中心であると見られるのである。これはまさしく和語副詞「カナラズ」との用法分担の結果として把

えることができそうである。つまり、「カナラズ」の命令・意志表現を伴う用法の存在によって、命令・意志表現を伴う用法の「必定」が用いられず、推量表現を伴う用法中心へとその用法を狭め、「カナラズ」と相互に用法上の分担をし合うようになったと考えられるのである。

このように考えてくると、本来同様の用法を有していた「決定」と「必定」とで、どうして「決定」が本来の用法を保ち、「必定」が本来の用法を狭めるという違いが生じたのかという問題が浮上するのである。そこで今一度「決定」の用例を検討すると、これらの用例の中には性格を異にする二つの「決定」が存在するのではないかと思われるのである。その一つが、仏典出自漢語である「決定」を継承したものである。これは、古文書類では願文・表白の如き文体の文書に使用され、或いは仏教々理を熱心に説く源空（法然房）や日蓮等の書状に使用されるように、仏教と密接に関係した場面で使用される「決定」である。今一つは、玉葉や明月記に使用される「決定」であり、これは必ずしも仏教とは関係のない場面、いわば日常的な場面で使用される「決定」である。

第三節で分類した「決定」の用法の例を見ると、命令・意志表現を伴う用法の例のうち、鎌倉遺文へ一五〇四▽源空書状、同へ一九〇三〇▽禅忠等写経願文、同へ一四五九▽源空書状、同へ八〇二九▽僧覚隆田地寄進状の例は前者の仏教と密接に関係した場面で使用される「決定」であると考えられる。又、推量・疑問表現を伴う用法の例として掲げた用例は総てが所謂日常的な場面で使用される、後者の「決定」であると考えられる。

この二種類の「決定」について、定義の仕方、命名の仕方におお檢討の余地があると思われるが、今仮りに仏教と密接に関係した場面で使用されるものを、仏教用語としての「決定」、仏教とは関係のない日常的な場面で使用されるものを、日常語としての「決定」と呼びたいと思う。この仏教用語としての「決定」と日常語としての「決定」の区別は判断に迷うものもあり、恣意的な区別となる恐れもあるが、敢てこの区別を施してみると、所謂仏教用語としての「決定」は（表IV）中に○で包んで掲げた数字の如き用例数で各時代・用法に分布していることがわかる。つまり、仏教用

語としての「決定」は鎌倉時代を通して疑問表現を伴う用法を除く各用法の例が見られるのである。特に命令表現を伴う用法については、一二五〇年以降の全用例が願文中のものであり、「願クハ……決定シテ……ベシ」の形となっている。又、意志表現・断定表現を伴う用法では、仏教々理に触れた僧侶の書状や寄進状が中心である。一方、所謂日常語と考えられる「決定」は次掲の玉葉、及び建仁元（一二〇一）年の古文書における命令表現を伴う用法の例を最後として、疑問を含む推量表現を伴う用法に偏つてくることがわかる。

○非<sub>レ</sub>如<sub>二</sub>先々<sub>一</sub>決定可<sub>二</sub>上洛<sub>一</sub>之由、下<sub>レ</sub>知郎從等云々、（玉葉・文治元年十一月十四日）

○決定可<sub>二</sub>国領<sub>一</sub>之由、可被宣下也、（鎌倉遺文へ一九一）伊賀国在庁官人解案・建仁元年）

十四世紀に意志表現を伴う用法の例が一例あるが、これは第三節の「決定」の〈意志表現を伴う用法〉として挙例した最後の例（鎌倉遺文へ二四四〇五）真教書状）である。書状差出人が真教という僧侶であることから、仏教用語としての「決定」がここにあらわれたものとも考えられるが、鎌倉時代以降も僅かではあるが日常語としての「決定」に意志表現を伴う用法が残っていると考えた方が穩当かもしれない。<sup>(12)</sup>

以上のように、所謂仏教用語としてはその出自である漢訳仏典の用法をそのまま受け継ぎながら、所謂日常語としては推量表現を伴う用法へと、その用法を狭めていくことが看取されるのである。このような日常語としての「決定」の副詞用法の変化は「一定」の副詞用法の変化に類似したものであり、所謂日常語としての「決定」の副詞用法も亦、和語副詞「カナラズ」と相互に用法上の分担をし合っていると見えそうである。

ところで、「必定」の副詞用法については先に述べたように、和語副詞「カナラズ」との関係から推量表現を伴う用法が中心である。ここで注意しておきたいことは、「決定」とは異なつて所謂仏教用語として仏教と密接に関係した場面で用いられる例が極て少ないことである。確かに往生要集に使用例があることを考えると、資料そのものに問題が存するのかもしれないが、少なくとも調査し得た公家日記・古文書類で仏教用語としての「必定」かと思われるものは、

第三節で「必定」の副詞用法を分類した（推量表現を伴う用法）として挙例した末尾例、鎌倉遺文へ二四一〇◇日蓮書状くらいであり、願文・表白に用いられる例も一例も見出されない。専ら仏教とは関係がないと思われる場面での使用例が中心となっている。つまり、副詞用法の「必定」は所謂仏教用語としてはほとんど使用されず、所謂日常語として使用されることが一般的であったと思われるのである。同じ仏典出自漢語でありながら、「決定」と「必定」にこのような差が生じた原因については現在論ずる材料を持合せていない。今はひとまず、このような事実の指摘だけに留めて、今後の検討課題としたい。

## 五 「善悪」「是非」の副詞用法の成立

前節にて検討してきたように、「決定」「必定」の副詞用法については、在来の和語副詞「カナラズ」との関係で、その用法の変化と用法の分担ということが理解された訳であるが、「善悪」「是非」の二語については和語副詞「カナラズ」との関係を「決定」「必定」と同様なものとして考える訳にはいかない。

和語副詞「カナラズ」には平安時代から鎌倉時代にかけて、命令表現・意志表現を伴う用法が安定して存しているのであるから、「善悪」「是非」における命令表現・意志表現を伴う用法が和語副詞「カナラズ」の用法の変化によって存在するとは考えにくいのである。確かに、和語副詞「カナラズ」の用法において意志表現を伴う用法の占める割合が低いことから、「善悪」「是非」の中世軍記物語における用法が意志表現を伴う用法ばかりであることに結びつけられそうには思われるが、なお古文書類における命令表現を伴う用法も多く、又、「善悪」の断定表現を伴う用法・否定表現を伴う用法の存在等、問題が残されるのである。

「善悪」「是非」と「決定」「必定」との違いは、「決定」「必定」の副詞用法が漢語本来の用法として存しており、平安時代より公家日記・古文書類に副詞用法の例が見られるのに対して、「善悪」「是非」の副詞用法が中世前半期に意味・

用法の変化によって生じた新たな用法であるという点にある。第三節に分類挙例したところをもとにするならば、「善悪」は鎌倉遺文へ一八一〇文治二年の源頼朝書状、或いは保元物語の例以前には現在その副詞用法の例を見ず、「是非」では鎌倉遺文へ一六六三〇建永二年の源空書状以前に副詞用法の例を見出せないでいる。

このような「善悪」「是非」の副詞用法の成立について考えるに、次のような注目すべき例がある。

○又殊不子細候者、付于善悪、沙汰之趣を能く可被仰下候、(鎌倉遺文へ九六二四〇清原国重書状・文永三年)

○宰府仁天京都之仰相待参候へく候、善悪沙汰之趣ヲ巨細可被仰下候、(同右へ九六二三〇清原国重申状・文永三年)

右は清原国重によつて記された、ほぼ同内容の文書二通の中に見られる例である。前者が「付于善悪」という表現をとるのに対し、後者では「善悪」一語を用いており、この「善悪」は副詞的に用いられたものと考えられる。つまり、「付于善悪」という所謂慣用句表現と見られる表現を省略した形で「善悪」一語が使用されるのである。

このような慣用句表現の省略、又、意味の上では慣用句表現であらわされていた意味を包摂して生まれたものが「善悪」「是非」の副詞用法であると考ええるならば、「善悪」の副詞用法に見られた断定表現を伴う用法・否定表現を伴う用法については、

○若景遠逃散之後、通消息対面テ善悪ニ付テ公御事ヲ申シ、兼又景遠カ離寺之間、彼カ物具一塵ヲモ預置テ不預由ヲ申  
□、上件神祇冥道ノ神罰冥罰近三日遠七日カ内ニ、覚西毎毛毎ニ可当賜シ、(平安遺文へ三一五五〇聖人覚西祭文・永  
曆二年)

○付善悪、御ため不便之様候歟、(鎌倉遺文へ五四三三〇清原満定書状・延応元年)

○御方違行幸今日満四十五日、而在憲朝臣申云、去朔三日有没日、就善悪不入日数云々、(兵範記・仁安二年四月二十三  
日)

○善悪につけて、おもひさためたる事なし、(鎌倉遺文へ一四六三〇源空書状・元久元年)

のような慣用句表現の省略によって生じたものと考えることができそうに思われる。又、「是非」については次のような慣用句表現が副詞用法成立の契機となったと考えられる。

○已及當日、不論是非、於今日事者、可辨濟由、依皇太后宮令旨、遣仰之處、(兵範記・仁安三年十一月三日)

○今無是非御使ヲ遣て、件男ヲ可被尋之由、五郎冠者之許、書狀相具して申御返事候了、(鎌倉遺文へ一二六三)某書狀・

建仁元年)

○我門徒ニ張本アラハ、不謂是非可召進ト、吉水よりハ被仰候なり、(同右へ二〇一八)某書狀・建曆三年)

○於此条者、付是非可蒙上裁也、(同右へ二四四八)薬師丸重申狀・弘安四年)

和語副詞「カナラズ」の用法が安定していたこの時期に、命令・意志表現を伴う用法を有する「善悪」「是非」の副詞用法が新たに生まれたということは、意味の面で「カナラズ」とは異なったものを有していたからであると思われる。つまり、これまで慣用句表現であらわされていた、「よきにつけあしきにつけ」「よかれあしかれ」「とにもかくにも」という意味が副詞用法の「善悪」「是非」には存しており、和語副詞「カナラズ」の意味とはそのニュアンスが異なっていると考えられるのである。換言すれば、和語副詞「カナラズ」では表現し切れない、細かな意味を「善悪」「是非」がより分析的に表現しているということになるのである。

ここで取上げた「善悪」「是非」の慣用句表現各々について、その慣用句表現の様々な種類の検討や歴史的な位置付け等、考究すべき点がなお多く存するが、これらの問題については今後改めて検討考察していくことにしたい。

最後に第二節に掲げた(表I)によって考えられる「善悪」「是非」の副詞用法の違いについて簡単に触れておきたいと思う。(表I)にまとめたものは、用例が少ない上、資料とした鎌倉遺文所収の古文書は時代によってその収録数も異なり、文書の種類・性格も雑多であるため、用例数そのものに対しては慎重になる必要があるが、「善悪」の副詞用法の用例数が十四世紀に入って減少するのは、「善悪」の副詞用法が中世における一時的な用法であることを示し、「是非」

の副詞用法が十三世紀よりやや増加の傾向にあるのは、現代語に存する「是非」の副詞用法に連続するものとして解釈できそうである。

## 六 おわりに

本稿では、中世前半期における「カナラズ」の意味をあらわす漢語「善悪」「是非」「決定」「必定」四語の副詞用法を取上げ、和語副詞「カナラズ」と比較しつつ検討してきた。

「決定」「必定」については用法面からの考察を軸として、更にその語の使用場面を考慮に入れた検討の結果、「決定」「必定」は所謂日常語として和語副詞「カナラズ」の用法の変化と連動して、その本来の用法を変化させ「カナラズ」との用法上の分担が行われていること、一方、所謂仏教用語としての「決定」は本来の用法を保っていることを述べた。又、「善悪」「是非」については、その成立面からの考察を通して、「善悪」「是非」の副詞用法が慣用句表現から生じた新しい用法であり、和語副詞「カナラズ」では表現し切れない細かな意味を分析的に表現するものであろうことを述べた。

本稿では右の如く、用法面、成立面からの考察を中心としたため、各々の漢語並びに和語副詞「カナラズ」との関係の意味の面から考察することが充分ではない。今後は、この意味の面から詳細に検討を加える必要がある。又、本稿では考察の対象時期を中世前半期という狭い時代に限定したために、中世後半期には全く立入ることができなかった。中世後半期には「治定」「多分」の如き類義の漢語副詞が存し、更に「きつと」のような副詞も登場してくる。これら新興の副詞との関係を踏まえて「決定」「必定」のこのような用法の変化の行末を考察することも残された課題である。

また、本考察によって新たに浮び上ってきた問題点・課題として漢語使用における場面性と用法との関係という問題があげられる。特に本稿で名付けた、仏教用語としての「決定」、日常語としての「決定」の如き把え方が妥当なもので



あるのかということと共に、他のどのような漢語について指摘し得るのかという問題は、日常語と漢語との関係を考究していく上での一つの視点となるのではないかと思われる。第二に、本邦の漢語の意味・用法の変化という問題において、慣用句表現がどのように関わってきたのかということも、漢語の歴史研究上の重要な課題として取上げられるであろう。

## 注

(1) 調査した公家日記・古文書類は次のものである。なお、本稿で掲げる用例数は一回だけの調査によったものである。

貞信公記(大日本古記録所収・岩波書店)・九曆(同上)・小右記(同上)・御堂関白記(同上)・後二條師通記(同上)・殿曆(同上)・岡屋関白記(同上)・権記(増補史料大成所収・臨川書店)・春記(同上)・水左記(同上)・帥記(同上)・中右記(同上)・永昌記(同上)・長秋記(同上)・台記(同上)・兵範記(同上)・山槐記(増補史料大成所収・臨川書店)・吉記(同上)・吉統記(同上)・勸仲記(同上)・玉葉(国書刊行会)・明月記(同上)・玉葉(今川文雄校訂・思文閣出版)・平安遺文(竹内理三編・東京堂出版)・鎌倉遺文(同上)

(2) 拙稿「漢語「一定」の意味用法について」鎌倉時代語研究第十二輯、平成元年七月。

(3) 本稿では「善悪」「是非」「決定」「必定」が単独で用いられているもの他に、「是非ニ」「是非トモ」「決定シテ」「必定シテ」のような例も副詞用法の例として考えた。このような漢語に助詞等が下接することによって副詞的に用いられるものと、漢語単独で副詞として用いられるものとの歴史的な関係については、前田富祺氏の「漢語副詞の変遷」(国語語彙史の研究 四、昭和五十八年五月)に詳しく述べられている。その他、「決定シテ」と「決定」、「必定シテ」と「必定」のような関係については、位相面の検討も重要な課題となるであろう。但し、助詞・助動詞が表記されにくい和化漢文資料においては、この問題を考究する際、大きな困難があると言える。

(4) 中世軍記物語については次の文献をテキストとして用いた(以下も同じ)。

保元物語(日本古典文学大系所収・岩波書店)・平治物語(同上)・曾我物語(同上)・太平記(同上)・義経記(同上)・延慶本平家物語(汲古書院)

なお延慶本平家物語では副詞用法の「善悪」が挙例した三例の他に三例存し、いずれも下に意志表現を伴っている。

(5) 今昔物語集は日本古典文学大系所収の本文によった。

(6) 橋本博幸「漢文訓読語の国語文への受容——「サダメテ」の場合——」訓点語と訓点資料第八十四輯、平成二年六月。

(7) 訓点資料によれば、「必」の字の他に「要」字にも「カナラズ」が付訓されることがある。又、三卷本色葉字類抄には「必」「要」「會」「須」「司」他の漢字が「カナラズ」として登載されている(「必」「要」に合点が付される)。このようなことから公家日記・古文書類において「要」他の字が「カナラズ」訓を担う漢字であるのか否か、当然検討の要が存するのであるが、本稿ではとりあえず「必」字のみに限定して調査した。

(8) 注(2)文献。

(9) 補読の問題については、なお検討の余地があるが、本稿ではこのような例を断定表現を伴う用法として処理した(以下も同じ)。

(10) 往生要集の他にも、日本往生極楽記に二例、大日本国法華経験記に九例が見られる(いずれも日本思想大系所収の本文による)。

(11) 以下仏書の訓点による引用例は次の諸書による。

○立本寺藏妙法蓮華経・同仏説観普賢菩薩行法経(「立本寺藏妙法蓮華経古点」門前正彦、訓点語と訓点資料別刊第四、昭和四十三年十二月)。

○龍光院藏妙法蓮華経(「訓点資料の研究」大坪併治、昭和四十三年六月)。

○高山寺藏大毗盧遮那成佛経疏永保点(高山寺資料叢書第十五冊「高山寺古訓点資料第三」昭和六十一年二月)。

○西大寺本金光明最勝王経平安初期点(「西大寺本金光明最勝王経古点の国語学的研究」春日政治、昭和十七年)。

○妙一記念館藏仮名書き法華経(「妙一記念館本仮名書き法華経」中田祝夫編、昭和六十三年三月)。

○最明寺本往生要集(「最明寺本往生要集影印篇」築島裕他編、昭和六十三年六月)。

(12) 京都大学附属図書館藏論語抄(室町末近世初頃書写)には次の例がある。

○ソコヲ決定サセマイ為ニ(卷二五オ)《論語抄の国語学的研究》坂詰力治、昭和五十九年十一月による( )

この例は仏教とは関係のない場面での意志表現を伴う用法であると考えられる。

〔付記〕 本稿は、第十五回鎌倉時代語研究会夏期研究集会（平成二年八月十二日）及び第六十三回訓点語学会研究発表会（平成二年十月十九日）において口頭発表したものをもとにまとめたものである。席上、又その他の折に、小林芳規先生・佐藤武義氏・塚原鉄雄氏をはじめとして多くの方々より有益な御意見を賜った。記して深くお礼申し上げる。